

暮らしの情報

生活に役立つ、身近な情報



Mikasa city

今月の市税などの納期

～忘れずに納期までに納めましょう～

- ▼固定資産税……………2期
- ▼国民健康保険料……………1期
- ▼後期高齢者医療保険料……………1期
- ▼介護保険料……………1期
- ▼受益者負担金……………1期

【今月の納期】7月31日(火)

※住宅料、保育料、水道料、下水道料、給食費は毎月納入です。

納入は便利な口座振替をご利用ください。

【問合せ先】納税課納税係 ☎②3163

医療費助成制度

市は医療費の各種助成を行っています。該当する方は忘れずに申請してください。

◆乳幼児等医療費助成

お子さんの医療費を助成します。

す。

《助成範囲》

- ▼就学前の乳幼児…入院、通院
- ▼小学生…入院
- ▼**重度・心身障害者医療費助成**
心身に一定の障害のある方を対象に医療費を助成します。

《助成範囲》

- ▼身体障害者手帳の等級が1級・2級と3級(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓)の方…入院、通院
- ▼**重度の知的障害の方…入院、通院**
- ▼**精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方…通院**

◆ひとり親家族等医療費助成

ひとり親家庭や両親のいない18歳までの児童(母または父の扶養を受けていて、母または父の所得が基準額に満たない場合は20歳まで)と、その母または父の医療費を助成します。

《助成範囲》

- ▼児童…入院、通院
- ▼母または父…入院

※いずれの助成も所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】市民生活課保険医療係 ☎②3188

後期高齢者医療制度

◆減額認定証(限度額適用標準負担額減額認定証)をお渡しします

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が外来診療や入院した際の医療費・食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なもの。

現在の減額認定証は7月31日(火)で有効期限が満了となりますので、8月以降は使用できません。

7月中に新しい減額認定証を

夏の暴力追放運動

【実施期間】7月15日(日)▶▶▶31日(火)

善良な市民が狙われています

「許すな暴力」「許すな犯罪」見たら聞いたら警察へ!!

「オレオレ詐欺」「架空請求」「暴力団による不当請求」などの事件は全国で多発し、いまだに後を絶ちません。身に覚えのない要求があったときは、必ず家族の方や三笠消費者協会などに相談しましょう。

覚せい剤、薬物など好奇心から手を出す人が増えていますが、薬物による被害だけでなく暴力団関係者との密接な関連性もあることから、絶対に手を出してはいけません。

非行行為を目撃したときは保護者や関係者に知らせましょう。三笠市から暴力を追放し明るく住みよい郷土をつくりましょう。

【問合せ先】三笠市暴力追放運動推進協議会 ☎②2151 / 三笠消費者協会 ☎②2189

節電のお願い

北海道電力では、定期検査中の泊発電所の運転が再開できない場合、お客様に電気を安定してお届けすることが非常に厳しい見通しのため特に需給が厳しい期間・時間帯で7%以上の節電の協力をお願いしています。

【節電をお願いしたい期間・時間帯】

▶7月23日(月)～9月7日(金) / 平日午前9時～午後8時

※お盆期間の8月13日(月)から15日(水)までを除く。

▶9月10日(月)～14日(金) / 午後5時～8時

※特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降(午後6時～8時)の時間帯のご協力をお願いします。

【節電の内容】電化製品の待機電力などの削減のほか、日常使用されている照明・冷蔵庫・テレビなどの節電をお願いします。

【問合せ先】

北海道電力(株)岩見沢支店 ☎0120-705-154

5月分出生届け



ちっちゃん新しい市民

5月中の出生届けは3人で、掲載を承諾された方のみ掲載しています。

お名前	保護者
なりたけいじゅ 成田 慧就 くん	源昌さん 真澄さん
4月22日生まれ	幾春別千住町
つちだあやな 土田 彩愛 ちゃん	将人さん 薫さん
5月20日生まれ	幌内金谷町

【問合せ先】市民生活課
市民年金係 ☎②3187

お送りしますので、そちらを使用してください。

※今まで使用していた減額認定証は、8月以降は使えませんので廃棄してください。

【問合せ先】北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 / 市役所市民生活課保険医療係 ☎②3188

非自発的失業者の
国民健康保険料軽減制度

解雇や倒産などで職を失った方が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるようにする国民健康保険料の負担軽減制度があります。

◆制度の内容

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。軽

減は前年の給与所得を100分の30と見なして行います。

◆制度の対象期間

離職日の翌日の属する月から離職日の翌日の属する年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失までです。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となります。

※軽減対象期間内に再就職し、国民健康保険に加入したときは残っている対象期間について保険料の軽減を受けられる場合がありますのでご相談ください。

◆制度の対象となる方

◎離職日の時点で65歳未満
◎雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)または、特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)
※高年齢受給資格者と特例受給

資格者は対象になりません。◆特定受給資格者・特定理由離職者とは…

区分	対象コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

◆届け出の方法

市民生活課保険医療係へ「雇用保険受給資格者証」を持参し、届け出ください。

【問合せ先】市民生活課保険医療係 ☎②3188

食中毒に気を付けましょう

食中毒が多く発生する季節になりました。気温が28度以上のときは特に気を付けましょう。

◆食中毒予防のポイント

- ①お買い物
- ▼生鮮食品や冷蔵・冷凍が必要なものは最後に買いましょう。
- ▼食品は、新鮮なものが必要な量だけ買うようにしましょう。
- ②食品の保存

▼冷蔵庫に保存するときは、詰め過ぎることがないように注意しましょう。

▼開封・開栓した食品は早めに使いつりましょう。

③調理

▼食材や食器に触る前はもちろん、生肉・魚介類に触った後なども忘れずに手を洗いましょ。

▼加熱する食品は内部まで十分に加熱しましょう。

▼冷凍した食品は使う分だけ解凍し、再冷凍せずに使いつりましょう。

④後片付け

▼残った食品を保存するときは浅い容器に小分けし、素早く確実に冷やしましょう。

▼調理器具やスポンジ、ふきんなどは熱湯または漂白剤などで消毒しましょう。

【問合せ先】市民生活課環境衛生係 ☎②3189

高齢者バス回数券を交付中

市では、最寄りのバス停から市立病院前までの片道運賃が200円を超える地域に住んでいる70歳以上の方に、200円を超える金額分の回数券を無料で交付しています。

対象となる方は早めに申請してください。

【対象者】次のすべてに該当する方

- ①4月1日現在で市内に住所を有している方
- ②平成25年3月31日までに70歳以上になる方
- ③最寄りのバス停が次の区間にある方
- ▼幾春別町〜清住西
- ▼三笠入口〜地神宮
- ④バスを利用できる身体状況の方

【交付枚数】1人当たり52枚

【持ち物】①印かん②健康保険証など(本人の年齢や住所が分かるもの)

※注意事項など詳しくは広報みかさ4月号28ページをご覧ください。

【申請・問合せ先】ふれあい健康センター福祉係 ☎③2010